

平成31年2月定例会 文教委員会の概要

日時 平成31年3月1日(金) 開会 午前10時 3分
閉会 午後 1時26分

場所 第8委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長

宇田川幸夫副委員長

清水義憲委員、須賀敬史委員、諸井真英委員、宮崎栄治郎委員、

木村勇夫委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、

小澤健史教育総務部長、渡邊亮県立学校部長、松本浩市町村支援部長、

古垣玲教育総務部副部長、羽田邦弘県立学校部副部長、

芋川修県立学校部副部長、関口睦市町村支援部副部長、

佐藤裕之市町村支援部副部長、岡部年男総務課長、八田聡史教育政策課長、

清水匠財務課長、橋本強教職員課長、加藤健次福利課長、

日吉亨県立学校人事課長、上原一孝高校教育指導課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、小谷野幸也生徒指導課長、

栗原正則教職員採用課長、伊藤治也保健体育課長、

金子功特別支援教育課長、坂上節県立学校人事課学校評価幹、

馬場敏男小中学校人事課長、石井宏明市町村支援部参事兼義務教育指導課長、

金子隆生涯学習推進課長、横松伸二文化資源課長、吉野雅彦人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第126号	第3期埼玉県教育振興基本計画の策定について	修正可決
第34号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第35号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第36号	会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例	原案可決
第37号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第38号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

第 4 8 号	平成 3 0 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育局関係	原案可決
第 5 8 号	平成 3 0 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査

障害者雇用検証委員会報告書及び障害者雇用推進委員会最終報告書の概要について

【第126号議案を除く付託議案に対する質疑】

清水委員

- 1 第34号議案において、執行体制の見直しにより5人減ということだが、この見直しの詳細と5人の内訳について伺う。
- 2 第39号議案において、義務教育学校の詳細と必要となる教員免許について伺う。
- 3 第48号議案において、勧奨退職者が見込みを下回ったとのことだが、勧奨退職者数をどう見込んでいるのか。
- 4 勧奨という言葉は俗にいう肩たたきのように聞こえるが、いかがか。

総務課長

- 1 5人減員の内訳は、1人の増員と6人の減員を合わせたものである。1人増員は、平成32年度に開催される全国高校総合体育大会の準備に伴い増員するものである。6人減員は、さいたま文学館の運営に係る業務分担の見直しに伴う1人減員、幹部の秘書業務に労働者派遣制度を導入することに伴う1人減員、4か所の教育事務所の一部の業務を1か所に集約化することに伴う4人減員である。なお、この4人の減員分については、代わりに障害者非常勤を雇用する予定である。

小中学校人事課長

- 2 義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加えて、小中一貫教育、つまり小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行うことを目的とする学校である。これは、平成28年4月に施行した、学校教育法等の一部を改正する法律において創設されたものである。

教職員採用課長

- 2 教育職員免許法では、義務教育学校の教員は小学校と中学校の両方の免許状を有することが原則となっている。ただし、当分の間、小学校教諭免許状を有する者は義務教育学校の前期課程の授業を、中学校教諭の免許状を有する者は後期課程の授業を受け持つことができる。

教職員課長

- 3 勧奨退職者の見込み方は、毎年、当初予算編成時点において勧奨退職の対象となる45歳から59歳までの各年齢層の職員数に、直近3年の平均勧奨退職率を乗じて見込んでいる。

県立学校人事課長

- 4 勧奨退職とは、管理職からの勧奨に応じて本人が希望を申し出る退職である。

清水委員

今の説明であると「君、もうやめたら」と言われる職員がいるということによいか。

県立学校人事課長

無理矢理辞めさせるわけではない。本人の申出による退職を認めるものである。

清水委員

実際には、辞めたいという本人の申出に対して管理職が勧奨するということでよいか。

県立学校人事課長

実際の運用として、そのような形を取ることが多いということである。

清水委員

第34号議案の減員について、4教育事務所で業務を集約化し4人減員するということだが、具体的にどういう業務をどこに集約するのか。

総務課長

具体的には、4つある教育事務所の総務・給与担当で行っている県費負担教職員の旅費の支給事務や、非常勤講師の報酬等に係る事務を1か所に集約化するものである。本庁に組織を置くが、具体的な事務は北浦和の合同庁舎に集約することを検討している。

須賀委員

第58号議案の高等学校等奨学金事業特別会計補正予算について、まず、金融機関へ支払う事務手数料とはどういうものか。また、直近3年間の奨学金貸与者数の推移について伺う。

財務課長

現在、奨学金貸与事業を行う者として埼玉りそな銀行を指定しており、当該金融機関に支払う事務手数料である。奨学金貸与者数は、平成28年度が5,407人、平成29年度が4,877人、平成30年度の見込みが4,041人と推移している。

須賀委員

埼玉りそな銀行に支払う事務手数料はどのように算定しているのか。また、貸与者数が減少傾向にあるように思うが、もう少し長い期間で見てピークはいつ頃で何人であったか。

財務課長

埼玉りそな銀行が直接奨学金貸与を行っており、利子相当分がその手数料である。また、貸与者数のピークは、平成26年度の5,659人である。

前原委員

- 1 第34号議案の教育事務所の減員は、4か所でそれぞれ1人ずつ減員なのか。教育事務所の職員が減ることとなり、現場の負担が増える可能性があるが、この結論に至った経過を伺う。
- 2 教育事務所職員を減員するに当たり、現場の声は聞いているのか。
- 3 さいたま文学館について、12月定例会での指定管理に係る議案審査の際に、今まで働いていて継続雇用を希望する職員を優先的に雇用することに配慮する予定であり、業務の継続性は担保されているとの回答があったが、今回の減員と関連はあるのか。

- 4 出張時の旅費のパソコン入力やその確認作業を浦和合同庁舎に集約化し、教職員課の非常勤職員として障害者を雇用するという説明だったが、浦和合同庁舎において障害者を雇用し業務を行っていくというイメージでよいか。
- 5 第35号議案の兼務手当について、定時制高校の場合に1,400円と聞いているが、小中学校で1,200円という金額は妥当なのか。
- 6 第36号議案について、臨時的任用職員は会計年度任用学校職員の対象となるのか。会計年度任用学校職員として何年か勤務すると、正規雇用になる等の規定はあるのか。臨時的任用職員は3月31日の勤務がないため、勤続年数が通算されず、翌年度に新たに雇用されている。会計年度任用学校職員が、臨時的任用教職員には当てはまらない場合、会計年度任用学校職員については、3月31日に勤務しない、いわゆる「空白の一日」がなくなるということによいか。
- 7 第38号議案について、この条例改正に伴い改善された部分は何か。
- 8 第39号議案について、義務教育学校は国会で平成28年4月に制度化されたもので、当時の国会で学校統廃合の新たな手法としての一貫校設置であるとしており、文部科学省が2015年1月に学校規模の適正化の手引を示し、その中でも小中一貫校の設置を統廃合における有力な選択肢として挙げている。文部科学省は最終的には地域住民と保護者がビジョンを共有して検討する必要があるとしている。これまでの経過を伺いたい。また、今回の義務教育学校設置に当たりどのような議論がなされたか。

総務課長

- 1 教育事務所の総務・給与担当の旅費事務や非常勤講師の報酬の支払事務について、各事務所から数人ずつ集約し、スケールメリットを活かし最終的に4人減となる。ただ4人減員とするのではなく、障害のある非常勤職員に代えていく。
- 2 教育事務所の意見については、現場の声として十分に聞き、市町村の教育長が集まる会議においても説明を行っている。
- 3 さいたま文学館の指定管理を受けている公益財団法人けやき文化財団は、平成30年度末で解散するため、別の事業者を指定管理者として選定している。選定に当たり、指定管理者の主体性を高めるため、業務分担の見直しを行った。具体的には、これまで県が直営で行っていた業務や、県と指定管理者が共同で行っていた業務の見直しを行い、それらの業務を指定管理者に移管している。これによって県の業務量が減るため、1人減員としている。
- 4 事務の集約化により浦和合同庁舎に複数人が常駐する。4人減員する分は障害のある方を非常勤職員として20数人雇用する予定であり、その方たちと一緒に事務を進めていく予定である。

教職員課長

- 5 兼務手当について、高等学校の教員の場合は、当該職員に適用される教育職給料表(1)を使用して算定し、小中学校の教員の場合は、教育職給料表(2)を使用して算定しているため金額が異なっている。

教職員課長

- 6 臨時的任用職員は会計年度任用学校職員の対象とはならない。地方公共団体の常勤職員については競争試験による採用が原則である。無期雇用への転換を定めた労働契約法は、公務員には適用除外となっていることから、会計年度任用学校職員が正規雇用とな

ることではない。

県立学校人事課長

6 平成32年度から改正地方公務員法が施行され、臨時的任用職員の任用について厳格化される。教育委員会では、改正法の趣旨を踏まえて、他県の動向等にも注視しつつ、3月31日を空けて臨時的任用を発令するいわゆる空白の一日への対応について検討していく。

県立学校人事課長

7 第38号議案の条例改正は、働き方改革推進法の施行及び県人事委員会報告を踏まえて、時間外勤務の上限規制に係る制度を設けるため、知事部局と併せて改正するものである。

小中学校人事課長

8 義務教育学校が設置される春日部市に聞いたところ、春日部市の庄和北部地域において、児童生徒数の減少への対応や地域の活性化を図っていくための対応として、よりよい学校教育環境を整備するため、小中一貫校を設置することとなった。学校設置に当たっては、春日部市が方針を策定し、庄和北部地域において自治会やPTAの役員などを委員とした学校検討協議会を発足させており、地元住民へ十分に説明がなされたと考えている。

前原委員

- 1 臨時的任用職員は、平成32年度以降も任用されるのか。
- 2 会計年度任用学校職員について空白の一日は生じるのか。

県立学校人事課長

- 1 臨時的任用については、緊急の時、臨時の職に関する時、採用候補者名簿がない時のいずれかに該当するときに採用することができるものである。改正地方公務員法では、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合という要件が加えられる。これらに基づき平成32年度以降は任用していく。
- 2 会計年度任用職員については、年度ごとの必要性に応じて、任用を決めている。

前原委員

会計年度任用学校職員について、年度ごとの必要性に応じて決めるべきものという答弁だったが、どのように解釈するのか。空白の一日はないということか。

県立学校人事課長

会計年度任用学校職員は、業務の内容に応じて発令するものである。平成32年度から施行される改正地方公務員法を踏まえて検討していく。

前原委員

- 1 第34号議案の業務の集約化により、教育事務所の職員数が少なくなり、業務に支障が生じる可能性があるが、どのように考えているのか。
- 2 各教育事務所の現場の声を聞いたかという質問に対して、教育長の集まる会議で意見

を聞いたとのことだが、実際に業務に携わる人たちの意見を聞いているのか。

- 3 さいたま文学館について、結果として県の職員を引き上げることとなるが、果たしてそれでいいのか。

総務課長

- 1 教育事務所の総務・給与担当は、南部が12人、西部が14人、北部が8人、東部が11人いるが、南部では3人、西部では3人、北部では2人、東部では3人を集約する。このように各事務所から合計で11人を集約できる。スケールメリットを活かし4人削減した7人と、新たに雇用する障害のある非常勤職員23人との合計30人により集約化した業務を進めていく。
- 2 実際に業務にあたる現場の職員については、職員団体を通して意見をお聞きしている。

文化資源課長

- 3 さいたま文学館の定数については、県と指定管理者とで役割分担をしっかりと見極めた上で決めている。現在、指定管理者と話し合いを行っており、指定管理者において必要な人数を確保するという事で事務を進めている。なお、現在雇用している職員のうち希望者については、再雇用できるよう指定管理者において十分配慮している。

前原委員

第39号議案について、全体的に9年間を「4 - 3 - 2」で区切る義務教育学校というのは、発達の節目である6年生のリーダーシップを十分に育てられないことや、子供たちの成長発達段階に合わないカリキュラムにより子供たちの負担となることが問題点として挙げられている。また、小学校1年から中学校3年までの年齢差のある児童生徒を指導しなければならず、教員の多忙化につながるという懸念もあるが、この点についてどのように考えているか。

小中学校人事課長

小中一貫教育については9年間を一貫した教育が可能であり、小学校課程6年間、中学校課程3年間の基本的な課程を維持しつつ、柔軟な学年段階の区切りが可能となる学校である。春日部市においても、より良い教育環境の整備を第一に考えているので、御指摘の懸念について適切に対応するものと思っている。

前原委員

職員団体を通して現場の声を聞いているとあったが、どのような声があったのか。

総務課長

職員団体からは学校事務職員の業務に影響が出ないように配慮してほしいとの意見を頂いている。

諸井委員

- 1 第35号議案の川口市に夜間中学が開校することは、ニュースで把握しているが、具体的に時間や体制、教員の人数など、どのような体制となるのか。
- 2 夜間学級担当手当が、月額21,000円、日額730円ということだが、業務内容との整合性の観点から金額は適切なのか。

小中学校人事課長

1 川口市立夜間中学校は、川口市立芝西中学校の分校として開設する。川口市が陽春分校と命名した。現在の入学希望者は73名と聞いている。午後5時25分頃に登校し、午後8時50分頃までに4時間の授業を行うと聞いている。教員の配置は、既存の学校と同様に義務標準法に基づき、学級数に応じて教員を配置する。しかし、外国籍の生徒も多く、年齢層も10代から80代までと幅広いため、これらに対応できるよう教員配置について考えている。

教職員課長

2 業務内容が類似している定時制課程の県立高校には定時制通信教育手当が支給されており、夜間学級担当手当はこれを参考としている。また、定時制通信教育手当の見直しを行った際、首都圏の自治体との均衡を確認して定めており、金額は適正であると考えている。

諸井委員

第58号議案について、奨学金貸与者数が減少しているようである。少子化の影響や貸与希望者の減少、借りたいけれども借りられないなど、減少している要因についてどのように分析しているのか。また、以前は埼玉りそな銀行ではなく、県が直接貸与する制度であったと思うが、その頃と比べて貸与者数はどうか。

財務課長

県内の高校の生徒数は、平成26年度が184,345人であるのに対し、平成30年度は180,620人であるので、少子化の影響が一番大きいと考える。また、景気の影響もあると考えており、生徒数に対する奨学金貸与者数の割合は、平成26年度3.07%であるのに対し、平成30年度は2.24%と減少している。貸付を受けなくてもよい状況になってきたとも考えられる。県が直接貸付を行っていた当時の貸付者数は1,864人程度であり、埼玉りそな銀行と連携し、貸付者数の枠は拡大している。

大嶋委員

- 1 補正予算で、減額の割合が大きい事業の減額理由について伺う。資料7の2ページの教育行政企画費で、1,100万円の減額とあるが、これだけの額の減額になる理由は何か。
- 2 資料7の24ページの自然と川の博物館展示改修費の入札差金大きいのが、その内容は何か。

教育政策課長

1 教育行政企画費の減額については、教育振興基本計画の冊子の印刷に係る経費を今年度の予算で計上していたが、議案が継続審査となったため、今年度中に印刷発注をしないこととなり、減額としている。

文化資源課長

2 現在、自然と川の博物館では3年間の継続費により大水車の改修を行っており、その改修工事に係る入札差金である。

大嶋委員

自然と川の博物館の改修について、これほどの入札差金が出る理由は何か。

文化資源課長

改修する大水車については非常に専門的な技術を必要としており、当初予算額と入札額の幅が大きかったことが理由である。

【第126号議案を除く付託議案に対する討論】

前原委員

学校現場での混乱について検証がされていない中での職員定数の減員は反対であるため、第34号議案については反対である。

県の教員定数に対する臨時的任用教員の割合が高く、2017年度には11.3%となっている。臨時的任用教員は毎年勤務する学校が変わり、雇用の調整弁に使われており、新年度に仕事があるのかについて不安を持っている。1年の任用である会計年度任用職員制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に反するものであり、非正規職員を固定化するものではあるが、一定の前進部分があるため、第36号議案については賛成である。

正規の勤務時間以外の勤務時間について上限を定めるとのことだが、上限を定めても仕事の量が減るわけではない。教員が受け持つ生徒数を少なくし、教師の業務の負担を減らすことこそが根本的な解決策である。働き方改革推進法により労働条件の上限を定めることは、残業手当がない中で教員の時間外労働を認めないことにつながるため、第38号議案について反対である。

【第126号議案に対する質疑】

須賀委員

- 1 第126号議案の第3期埼玉県教育振興基本計画について、12月定例会で教職員の不祥事の根絶という中でも質問したが、不祥事と同様に教科書採択謝礼問題というのが以前あった。このことについて計画に記載がないが、その記載がない理由は何か。
- 2 教科書採択謝礼問題を受けて、平成28年10月にガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」を策定しており、これも教育行政における重要な課題であると思うが、その認識があるのか。

教育政策課長

- 1 教科書採択関係の問題に特化してはいないが、教員の不祥事の関係として、「施策17 教職員の資質・能力の向上」において、「教職員の体罰等禁止の徹底と服務上の問題への対応」の中に解釈として含めている。そのため、本計画には教科書謝礼問題について文言として記載はしていない。この計画は、今後5年間に取り組む中長期的な指針を定めるものであり、法に基づく事務執行である教科書採択について、計画の中に記載をするものではないと考えている。ただし、委員御指摘のとおり、教科書採択謝礼問題は教育局でも大変大きな問題となり、第三者委員会を設置しガイドラインを策定したものであるため、大変重要な問題であると認識している。

義務教育指導課長

2 教科書採択謝礼問題を受けて、平成28年10月21日付けで各市町村の教育委員会及び学校に対し通知を行った。教員一人一人がしっかりとガイドラインを認識していくことが大事であると考えている。この通知については、毎年度当初に市町村教育委員会を通じて、各学校へ通知をしている。また、各市町村教育委員会の教育長協議会や主管課長を集めた会議、今年度は校長会、教頭会等において説明を行い、一人一人の教員にしっかりと浸透するようお願いしている。各学校では研修や職員会議等で教員一人一人に説明を行っている。

【宮崎栄治郎委員ほか3名から提出された第126号議案に対する修正案の説明】

須賀委員

第126号議案の第3期埼玉県教育振興基本計画の修正案の提案理由について説明する。この計画は、平成31年度からの5年間の本県教育の基本理念や基本目標、施策の体系などの根幹を定める重要な基本計画である。教育を取り巻く社会の動向などを踏まえ、教育現場における問題点や課題にどのように対応していくか、また、対応を着実に進めていくためにどのように計画に位置付けるかなどについて、我が会派では慎重に検討を行ってきた。そこで、12月定例会文教委員会での審査や、その後の状況を踏まえ、本修正案において教職員による不祥事の根絶、教科書採択の公正性・透明性の確保、障害者雇用の推進に関する記述を加えることが適切であると考え、宮崎委員、諸井委員、清水委員、そして私との連名で修正案を提案させていただいた。

各修正項目について説明する。まず、教職員による不祥事の根絶に向けた取組である。昨今、相次いで教職員による不祥事が発生しており、平成28年度は不祥事による懲戒処分件数が35件と、直近5年で最多となっている。これにより、県民、とりわけ児童生徒やその保護者、地域住民の信頼を著しく損なう深刻な事態となっている。これに対し、教育委員会では平成29年10月に教育長メッセージ「不祥事の根絶を目指して」を教職員向けに発出し、平成30年4月には不祥事の根絶を図るための施策を取りまとめた「不祥事根絶アクションプログラム」を発表し、取組を進めているところである。教職員による不祥事の問題、不祥事の根絶に向けた取組の推進は、本県の教育行政の大きな課題、かつ施策であることから、修正案のとおり、総論の部分の取り組むべき課題に、及び施策の現状と課題、施策の方向性、主な取組に文言を追加するものである。さらに、不祥事根絶に向けた取組の進捗状況を把握するとともに、その効果を検証するため、指標として、修正案のとおり、教職員の懲戒処分件数を追加するものである。

次に、教科書採択の公正性・透明性の確保である。平成27年度から28年度にかけて、教員が教科書採択前に教科書を閲覧し、教科書発行者から謝礼を受け取っていたということが発覚した。このことは、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、県民からの信頼を著しく損なう深刻な問題となった。この問題を受け、教育委員会では平成28年10月に教科書採択に関するガイドライン「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために」を策定し、遵守、徹底を図っているところである。教科書採択の公正性・透明性の確保は、本県の教育行政の大きな課題であることから、修正案のとおり総論の部分及び施策の部分に文言を追加するものである。

次に、障害者雇用の推進に向けた取組である。平成30年8月に障害者雇用率の算定に当たり不適切な数値計上があり、また、9月に再算定した障害者雇用率が法定雇用率に達していないことが発覚した。この障害者雇用水増し問題は障害者の自立を支援する施策を

進め、民間企業による障害者雇用の推進に範を示さなければならない立場にある県の信頼を損なう大きな問題である。この問題を受けて、10月に事態の事実関係の検証を行う障害者雇用検証委員会と、今後の障害者雇用の推進方策を検討する障害者雇用推進委員会を設置し検証・検討を行い、2月14日に教育長は、両委員会の委員長から最終報告を受けたところである。県民からの信頼回復に向けて両委員会での検討結果を踏まえた障害者雇用の推進などに取り組んでいかななくてはならない。社会的にも、教育行政においても大きな問題、課題であることから、総論の部分及び施策の部分に修正案のとおり追加をする。

以上、教職員による不祥事の根絶、教科書採択の公正性・透明性の確保、障害者雇用の推進は本県の教育行政における重要な課題であり、県民からの信頼回復に向けて着実に取り組みを進めていく県の姿勢を示すためにも、本県教育の根幹を定めるこの第3期埼玉県教育振興基本計画に明記する修正案を提案するものである。以上で説明を終了する。

【第126号議案に対する修正案に関する質疑】

前原委員

- 1 本計画は、子供たちにどのような教育を進めていくかを中心とする計画であると思うが、教職員の不祥事について細かく規定する理由は何か。
- 2 修正案における教職員による不祥事の根絶に向けた取組として、「採用時の評価項目に倫理観を明示し面接を実施する」や「チェックシートを活用して、嗜癖に起因する不祥事を防止する」とあるが、どのような倫理観を明示するのか。また、チェックシートではどのようなことをチェックするのか。
- 3 修正案において、教職員の懲戒処分件数について目標値を0件とするとあるが、本来あってはならないことをあえて目標とする必要があるのか。

須賀委員

- 1 この基本計画の性格が、本計画の第1章に「教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針としていきます。」という記載がある。子供たちに教育をしていく教職員がしっかりとした教育を行っていくうえで、この基本計画に立ち戻った時に何に気を付けていかなければいけないのかということの本計画に明記すべきである。教育行政に関わる者だけではなく、教育に関わる全ての人々という文言があるように、例えば、この計画を作っていく段階で話し合われてきた内容が、全ての人に伝わるものではないと思う。だからこそ、どのような議論があったのか、どういうことに気を付けていかなければいけないのか、何を意識していかなければいけないのかということ誰が見てもわかるものにすべきであり、修正案のとおり追加した。
- 2 教育者としての倫理観ということの意味しており、チェックシートを作る段階においては専門家の意見も取り入れていきながら作成するものと思っている。
- 3 懲戒処分件数の目標値が0件であることは当たり前であると思っているが、現実には0件ではないため、あえて修正案のとおり追加した。

前原委員

細かく規定する理由について意識を深めるためとの説明であったが、教育現場での先生方の大変な状態をしっかりと把握した上で、先生方が希望を持てる内容にすべきであると思う。今の教育現場について、不祥事が起きるような働き方に問題があるのではないかと

思うが、どのように考えているか。

委員長

執行部からの回答を求める。

教育政策課長

「施策18 学校の組織運営の改善」において、学校における働き方改革の推進について明記をしている。これは必ずしも教職員による不祥事について記載しているわけではないが、9月定例会文教委員会において、西山委員から働き方改革についてしっかりと追記すべきという御指摘をいただいたことから、学校における働き方改革の推進に向けた主な取組について記載している。

【第126号議案に対する修正案及び原案に関する討論】

前原委員

第126号議案「第3期埼玉県教育振興基本計画の策定について」に対する修正案に対する反対討論、及び第126号議案の修正部分を除く原案に対する反対討論を行う。共産党県議団は第126号議案そのものに反対であり、修正案にも反対である。

修正案について、まず、子供たちの教育をより良いものにすべき教育振興基本計画の中に、本来公務員として、また、当たり前の成人として守るべきことを細かく規定することは、教員への更なる管理統制につながるものである。このような内容は教育振興基本計画になじまない。また、教員の不祥事をなくすという立場であれば、教員定数を増やすなど、教員の労働条件の改善を第一にすべきである。それがない上に不祥事を0件にするということは効果がないばかりか、不祥事の隠ぺいにつながりかねない。また、嗜癖のチェックや面接時の倫理観の明示など内心の自由の侵害につながりかねないものである。以上が修正案に対する反対討論である。

第126号議案の修正部分を除く原案には、県立高校の統廃合について記載がある。県立高校を巡る現状と課題については議論されているところであるが、再編により高校を減らして、地域と共に活性化ができるかについては、甚だ疑問である。地域に学校があること、学生の姿があること、子供たちの声が響くこと、これがどれほど地域に活力を生み出していくか。学校は地域住民の拠り所である。革新県政時代に「15の春を泣かせない」というスローガンの下、多くの困難を乗り越えて県立高校を県内各地に作ってきた。財政が厳しい中、誘致費用を捻出してきた自治体や土地を提供してくれた農家の皆さんなど並々ならぬ努力によって作られてきた高校を、人口が減少したことや、時代のニーズが変わってきたということで再編整備していいのか。本計画は統廃合につながる計画となっており、この部分について賛成しかねるため、第126号議案の修正部分を除く原案に対して反対である。

【所管事務に関する質問(障害者雇用検証委員会報告書及び障害者雇用推進委員会最終報告書の概要について)】

前原委員

2月14日に教育局から自宅にFAXで送られた障害者雇用検証委員会報告書及び障害者雇用推進委員会最終報告書の概要に関する資料の長期的に取り組むべきことの中に、今

報告された障害者を対象とした募集における「障害のある教員が学校で生き生きと働いている姿をホームページ等で紹介」という部分がなかった。また、障害のある教員の配置拡大に向けた方策の中で、全ての学校が「障害者にとって働きやすい施設となるよう、ハード面を整備」、「共生社会における学校の在り方についての保護者等の理解促進」という部分も無かったが、理由は何か。

総務課長

最終報告の主な内容を事前にFAXにより送らせていただいたが、記載不足や不十分な部分があったことについてお詫びする。FAXの資料は、中長期的に取り組むべきことについては、多数の意見の中から主なものを抽出したものである。

前原委員

両委員会の報告書を受け取った、現在の教育長の意見、感想について伺う。

教育長

障害者雇用検証委員会から、制度をよく理解せず業務を進めていたことや、組織全体としての風土のあり方など、問題点を指摘いただいた。今後は、きちんと制度や法律、仕組みを理解した上で仕事を進め、何かおかしいと感じたらそれを自由に議論でき、その意見を取り上げるような風土づくりを進めるとともに、きちんと主担当を決めて、調整をした上で仕事を進めるように組織間の縦割りを改善していきたい。

障害者雇用の推進については、来年度の予算案の中で障害者雇用推進委員会の報告書にある早急に取り組むことを盛り込んでいるところである。まず、障害者の方々が働きやすい職場づくりを進め、障害者の雇用を進めていきたい。雇用の拡大については、チャレンジ雇用や、一般就労により進めていくが、雇用する障害者一人一人の得意分野や適性を見極め、各職場へ配置していきたい。これまでの不適切な取扱いを改めて、積極的に障害者の雇用を進めていきたい。

西山委員

- 1 法定雇用率に達していない人数が約190人であるということだが、本来、障害者として雇用されるべき人たちの雇用の場が失われていたことが一番の問題であると考えられる。本来ならば、障害を持った人が県のどこかの職場で働いていたはずが、水増しにより埋まってしまったため、働けない形になっている。教育局内の組織風土の問題ももちろんあるが、特別支援教育で一般就労を目指していながら逆のことを教育委員会は行っていたということ、本来障害者として雇用されるべき人が雇用されなかったということをしっかり認識して、その部分についても反省してもらいたいと思うが、このことの認識について伺う。
- 2 委員会からの報告書を受けて、今後2年間の法定雇用率の達成に向けて様々な取組を進めていくわけだが、お情けで障害者の方を雇っていくのではなく、その方の適性に応じて戦力として働け、教育局にとって役に立つ人を雇用していけるよう、民間にも学んでノウハウを研究していただき、障害者雇用の在り方を工夫していただきたいがいかか。
- 3 中長期的な課題として、教員の障害者雇用を目指していくとのことだが、一朝一夕にはいかないと思う。教員の障害者雇用が増えていったときに、既に雇用した障害のある非常勤職員をどうするのかという問題が出てこないか。その人の仕事が将来的になくな

るという心配があるがいかがか。

教育長

- 1 委員御指摘のとおり、192人の障害のある方が雇用されていれば法定雇用率を達成していたとすれば、非常に申し訳ないと思っている。そこを2年間で回復させていただきたいと思っている。
- 2 無理やり雇用するということではなく、一人一人適性が異なると思うので、学校現場がいいのか、集約事務がいいのかなどを見極めたり、障害の種類や程度によって、支援員を配置したり、何人かのグループで学校に派遣するという方法も検討している。障害者雇用の進め方について細かく精査をしていきたいと考えているが、教育委員会の中にノウハウがないことも考えられるため、専門機関から指導を受け、研修を行い、職員のスキルを高めていきたいと考えている。
- 3 教員の障害者雇用を進めていく予定だが、今後、教員免許状を取得する障害者の数が増えることは見込めないため、事実上難しいと思っている。また、教員定数も含めて事務局の職員も今回の条例改正で定数減をお願いしているが、定数全体が減っていく中でその減る割合に応じて対応していく。障害者の方々の雇用の機会が失われることがないように努力をしていきたい。

西山委員

障害者の雇用状況について、1年後又は2年後など適切な時期に議会に報告してもらいたいかがか。

教育長

障害者雇用推進委員会において、アクションプログラムのような計画を作り進めるべきと指摘されており、いつまでに何をしていくかを、今後、定めていきたい。

厚生労働省による障害者雇用の調査時期は6月であるが、平成32年12月末までに法定雇用率に達するよう努力をしていきたい。適切な時期に議会へ報告をさせていただく。

諸井委員

- 1 検証委員会によって水増し問題が行われた要因、原因は結論づけられたか。いろいろな要素があると思うが、原因が分かっていないと対応が難しいと思うので、確認させていただく。
- 2 法定雇用率2.4%の達成をなぜ目指すのか、目的と手段をはき違えてはいけない。障害者の方が働きやすい環境を作ることや、教育の現場に障害のある方がいることで良い影響があるなどが目的としてあれば良いと思う。法定雇用率の達成が目的とならないためにどうしたらいいか、教育長の考えを伺う。
- 3 他県でも障害者雇用を推進している中で、どのように雇用を確保していくのか。場合によって、法定雇用率が現実に即していないという声が出る可能性もある。このことについて、教育長として現時点でどのように考えているか。

教育長

- 1 手帳の確認という制度的な部分を理解しないまま、障害者雇用率の達成を第一に考えていたという分析を頂いた。また、その背景として前例踏襲や組織の縦割りなどの職場風土があったという分析である。

2 障害者の法定雇用率さえ達成すればいいのではなく、一人一人の障害者の方が自己実現できることが大事である。どの人がどのようなことに向いているかをきちんと見極め、一度に採用するのではなくて、一年を通じて何回かに分けて採用活動を進めたい。県教育委員会のみで採用するのではなく、市町村教育委員会やハローワーク、障害者雇用の団体の御意見や情報を頂きながら、丁寧に採用活動を進めていきたい。

3 採用試験は非常勤職員の選考のほか、教員については、現在障害者特別選考を行っている。筆記試験は免除し、面接試験を行っており、その面接の中で、コミュニケーション能力や、子供たちとの接し方などの観点で選考を行っている。

法定雇用率2.4%の達成はなかなか難しく、今後更に率が上がるという話もあり、他県教育委員会でも非常に苦慮していると聞く。私としては、支援員の配置や加配、障害者雇用だけに関わることではないが、小学校における専科教員という仕組みが増えていくと、障害のある方でも教えやすいということもあるため、国に対しお願いをしたいと考えている。